

未納税移出酒類移入明細書・輸出免税酒類輸出明細書提出期限延長届出書（CC1-5419）の記載要領

- 1 この届出書は、未納税移出酒類移入明細書又は輸出免税酒類輸出明細書を期限内の納税申告書に添付することができないため、提出期限の延長（納税申告書の提出期限から3か月以内に提出することを予定している場合に限る。）を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この届出書は次により提出してください。
 - (1) 未納税移出酒類については、移出した酒類の移出先の異なるごとに提出してください。
 - (2) 輸出免税酒類については、仕向地及び輸出の日の異なるごとに提出してください。
- 3 「提出予定年月日」欄には、添付することができなかった書類を提出できる予定年月日を記載してください。
- 4 「酒類の移出（輸出）年月日」及び「移出（輸出）酒類」欄には、未納税移入証明書又は輸出証明書を添付できなかった酒類の移出年月日及び品目等を記載してください。
- 5 「移出（輸出）酒類」の「品目別等」欄には、酒税法第3条《その他の用語の定義》第7条から第23条に規定する品目区分のほか、ウイスキー及びブランデーの原酒であるとき並びに連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅうとの混和酒であるときは、それぞれその旨を記載してください。
- 6 「移出（輸出）酒類」の「その他の区分」欄には、次の事項を記載してください。
 - (1) 酒税法第3条第3号ハの規定に該当するものについては、発泡性を有する旨
 - (2) リキュールのうち、合成清酒の原料とするもので米（米を原料として製造した物品を含む。）を原料としたものについては、その旨
 - (3) 発泡酒については、酒税法第23条第2項第1号、第2号及びそれ以外の別
 - (4) 雑酒のうち、その性状がみりんに類似するものについては、その旨
- 7 アルコール分は、度位未満第2位以下の端数を切り捨てて第1位まで記載してください。
- 8 不要な文字は抹消してください。
- 9 ※印欄は記載しないでください。